

広報ふちゅう広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、府中町有料広告掲載実施要綱（平成18年8月2日訓令第30号。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、町が作成する広報ふちゅう（以下「広報紙」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の取扱い)

第2条 この要領に基づく事務（府中町広告審査等委員会設置要綱に規定する府中町広告審査等委員会の事務を除く。）は総務企画部政策企画課（以下「政策企画課」という。）で処理するものとする。

2 町長は、広告の取扱いを広告代理業者に委託することができる。

3 町長は、前項の規定により業務委託した広告代理業者に、取り扱った広告掲載料に応じ、委託料を支払うものとする。

(掲載の位置及び範囲)

第3条 広報紙中の広告の掲載位置は、表紙及び裏表紙を除く各ページの下1段とし、町長が決定する。

2 掲載の範囲は、最大6ページまでとする。

3 町のホームページにおいて表示する広報紙では、広告欄は表示しない。

(掲載回数)

第4条 広告の掲載回数は、最長12回までとする。ただし、年度を越えての申請はできない。

(掲載規格及び掲載料)

第5条 掲載規格及び掲載料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

広告の名称及び大きさ	掲載料
	黒+1色・色指定不可
1号広告（縦4.5cm×横18.5cm） ページ下1段	25,000円
2号広告（縦4.5cm×横9.1cm） ページ下1段の2分の1相当	12,500円

2 1回の申請で1回又は複数回の申請をすることができる。その場合の掲載料は、回数に応じて前項の掲載料に次の率を乗じたものとする。

回数	率
1回以上4回未満	100%
4回以上8回未満	90%
8回以上12回未満	80%
12回	75%

3 前項の前段に掲げる場合において、掲載決定後に取下げや回数の削減があったときでも、納付された掲載料は還付しない。

(掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、広報ふちゅう広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に広告案を添えて、広告掲載を希望する広報紙の発行日の前々月の15日までに

政策企画課に提出するものとする。

2 申込みは毎月 1 日から 15 日までの間に受け付けるものとする。

3 同一の申込者は同じ号の広報紙に複数の申し込みはできない。

(掲載の決定)

第7条 町長は、前条の第1項に定める申込書を受理したときは、府中町広告審査等委員会に諮って、速やかに掲載の可否を決定し、広報ふちゅう広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、町長は、前条第1項に定める申込み者が募集数を超えるときは、次の各号に定める順位をもって広告掲載の決定を行う。この場合において、町長は、3人以内の補欠者を定めることができる。

(1) 掲載料の高い者

(2) 掲載料が同じときは、公開の抽選により当選した者

3 広告掲載決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する日までに掲載しようとする広告の版下を提出するものとする。

4 版下原稿の作成に要する経費は広告主の負担とする。

(掲載料の納付)

第8条 広告主は、掲載決定後7日以内に掲載料を全額納付するものとする。

2 複数回の掲載については、第5条第2項に定めた掲載料を一括して支払うものとする。

3 掲載料納付の後、速やかにその領収書の写しを提出するものとする。

(掲載の割付け等)

第9条 掲載する広告の割付けについては、政策企画課長が行う。

2 広報紙における広告には、「広告」となどと表記し、編集記事との区分を明確にするものとする。

(掲載の取消し及び変更)

第10条 広告掲載の決定後における広告主の都合による広告掲載の取消しは、認めない。

ただし、やむを得ない理由により、取消し又は変更をした場合は、紙面の刷り直しその他の当該取消し又は変更により生じたすべての費用を広告主が負担する。

(広告内容等の変更)

第11条 広告主は、広告内容を変更する場合は、変更する月の前々月の15日までに、

広報ふちゅう広告掲載変更申込書（別記様式第3号）を提出するものとする。ただし、

緊急を要する等やむを得ないと認められる場合には、この限りではない。

2 町長は、前項の規定による申込書を受理したときは、府中町広告審査等委員会に諮って、速やかに変更の可否を決定するものとする。

(掲載料の還付)

第12条 町長は自然災害等、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。この場合において、第5条第2項の規定により減額されているものについては、還付する額を減額後の掲載料により算出するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は町長が定める。

附 則

この要領は、平成18年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際にこの要領による改正前の広報ふちゅう広告掲載実施要領の規定による申込みであって、広報ふちゅうに掲載していないものは、この要領による改正後の広報ふちゅう広告掲載実施要領の規定による申込みとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際にこの要領による改正前の広報ふちゅう広告掲載実施要領の規定による申込みであって、広報ふちゅうに掲載していないものは、この要領による改正後の広報ふちゅう広告掲載実施要領の規定による申込みとみなす。

附 則

この要領は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。